

特定非営利活動法人ハチドリ

定款

平成26年4月29日作成

特定非営利活動法人ハチドリ 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハチドリという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市西区発寒3条4丁目2番1号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、農業・食産業に関わるイベント及びセミナーの企画及び運営、生活雑貨・農産加工品の手作り教室や北海道文化に関するカルチャースクールの企画及び運営、農産業・環境保全を啓発する国内旅行の企画に関する事業を行い、もって環境破壊及び大手流通による生産者の搾取という社会問題に関する啓蒙活動を行い、健康で文化的な生活を築くことに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 四 環境の保全を図る活動
- 五 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に掲げる種類の事業を行う。

- 一 映画祭その他のイベント及びセミナーの企画及び運営事業
- 二 生活雑貨、農産加工品等の手作り教室、北海道文化に関するカルチャースクールの企画及び運営事業
- 三 農業・環境の学びの啓発を目的とした国内旅行の企画事業
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次に掲げる種類のその他の事業を行う。

- 一 飲食業及び食料品の販売事業
- 二 物品販売事業
- 三 農業および農産加工品の製造・販売事業
- 四 前記各号に付帯する一切の事業

3 前項各号に掲げる事業は、第1項各号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項

各号に掲げる事業のために使用するものとする。 ✓

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この法人の目的に賛同して、この法人が行う事業を賛助するために入会した個人及び団体 ✓

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。 ✓

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 ✓

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 正当な理由なく年会費を継続して1年以上遅滞し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。 ✓
- 四 除名されたとき。 ✓

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 ✓

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- 一 この定款に違反したとき。
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。 ✓

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。 ✓

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3人以上10人以内
 - 二 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。 ✓

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。 ✓

(職務)

第15条 理事長は、この法人の業務についてこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 四 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。 ✓

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事又は監事が次の各号の一に該当する場合には、理事については理事会の議決により、監事については総会の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合には、議決の前に当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散及び合併
- 三 監事の解任
- 四 解散における残余財産の帰属
- 五 その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- 二 正会員総数の5分の1以上から総会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 三 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するものであって、当該総会に出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に別段の規定があるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決をし、又は代理人に表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、この法人の正会員に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

4 前項の規定により表決をした正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号、第49条第1項及び同条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所

二 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項について提案をしたものの氏名又は名称

三 総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

✓

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

✓

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次に掲げる事項について議決する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

✓

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき。

二 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

三 監事から第15条第5項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

✓

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

✓

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出する。 ✓

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するものであって、当該理事会に出席した理事の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。 ✓

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決をし、又は代理人に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決をした理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 ✓

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び当該理事会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。 ✓

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

一 設立当初の財産目録に記載された資産

二 入会金及び会費

三 寄付金品

四 財産から生じる収益

五 事業に伴う収益

六 その他の収益 ✓

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。 ✓

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。 ✓

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。 ✓

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種類とする。 ✓

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 ✓

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会において報告しなければならない。 ✓

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 ✓

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 ✓

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録その他の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会において報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 ✓

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。 ✓

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、出席した正会員の4分の3以上の多数による総会の議決を経た上で、所轄庁の認証を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

七 会議に関する事項

八 その他の事業の種類その他当該その他の事業に関する事項

九 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

十 定款の変更に関する事項

2 この法人が前項各号に掲げる事項以外の事項について定款を変更しようとするときは、出席した正会員の4分の3以上の多数による総会の議決を経なければならない。

3 前項によりこの法人の定款を変更したときは、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 ✓

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 総会の決議

二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

三 正会員の欠亡

四 合併

五 破産手続開始の決定

六 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号に掲げる事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

3 第1項第2号に掲げる事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。 ✓

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（前条第1項第4号又は第5号に掲げる事由による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会において議決したものに譲渡するものとする。 ✓

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の多数による総会の議決を経た上で、所轄庁の認証を受けなければならない。 ✓

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載してこれを行う。 ✓

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人には、この法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置くことができる。 ✓

(職員の任免)

第55条 事務局長その他の職員の任免は、理事長が行う。 ✓

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。 ✓

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。 ✓

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 紀 國 雪 子 ✓

理事 菊 地 まゆみ ✓

理事 石 井 由 治 ✓

理事 小笠原 由 美 ✓

監事 石井 宏和 v

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

一 入会金	正会員（個人・団体）	0円
	賛助会員（個人・団体）	0円
二 年会費	正会員（個人・団体）	3,600円
	賛助会員（個人・団体）	10,000円

v